

○長浜市建設工事等競争入札参加者の格付及び選定基準に関する要綱

平成28年1月1日告示第2号

長浜市建設工事等競争入札参加者の格付及び選定基準に関する要綱（平成22年長浜市告示第196号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、建設工事の適正な施工を確保し、公正な発注を行うため、長浜市が発注する建設工事についての契約に係る競争入札に参加する者の選定に関し必要な基準を定めるものとする。

（格付）

第2条 競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）を選定するため、建設工事の土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気設備工事及び給排水冷暖房工事の業種（以下「格付業種」という。）に格付区分を設け、長浜市が発注する建設工事等についての契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成28年長浜市告示第1号。以下「資格要綱」という。）第6条に定める定期の資格の審査の結果に基づき、当該工事の有資格者のうち長浜市内に本店を有する者の格付を行う。

2 前項に掲げる業種以外の業種に参加する有資格者については、資格要綱第6条に規定する定期の資格の審査の結果に基づき、必要に応じて順位付けを行う。

（格付区分等）

第3条 前条に定める格付区分及び格付区分に対応する各区分ごとの発注の標準となる請負工事の設計金額（以下「請負工事標準額」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 格付は、次条の規定により算出した審査事項評点数に係る別に定める基準及び別表第2に定める格付区分別有資格技術者基準により決定する。

3 前項により格付を行う場合において、格付区分別業者数が著しく多数又は少数であるときは、第1項の規定にかかわらず格付区分を変更し、又は設けないことができる。

（審査事項評点数）

第4条 建設工事の有資格者の審査事項評点数は、次に定めるところにより算定した客観事項評点と主観事項評点とを合算した数値とする。

（1）客観事項評点 入札参加資格申請に添付する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）に基づく総合評定値とする。ただし、土木一式工事の場合は土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事、建築一式工事の場合は建築一式工事又は大工工事の総合評定値の高い値とする。

（2）主観事項評点 次に掲げる点数を合算した点数とする。

ア 長浜市が発注する工事で、長浜市請負工事成績評定実施要綱（平成18年長浜市告示第16号。以下「成績評定実施要綱」という。）に基づき評定された工事成績について、次に定めるところにより算定した点数とする。ただし、共同企業体として受注した工事は除く。

（ア） 入札参加資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度の1月1日の直前4年間においてしゅん工又はしゅん工検査が終了している工事

（イ） 成績評定実施要綱により算定した工事成績の評定点（同一業種の工事が2以上あるときは、その平均値（小数点以下切上）（以下「評定点の平均値」という。））により格付業種ごとに次の算式により算定する。

（評定点の平均値－65）×5

イ 申請日において、ISO9001の認証を取得している場合は10点とする。

- ウ 申請日において、ISO14001、一般財団法人持続性推進機構の実施するエコアクション21、特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダード又は一般社団法人エコステージ協会の実施するエコステージのいずれかの認証取得・登録を受けている場合は10点とする。この場合において、ISO14001認証取得、エコアクション21認証取得・登録、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード認証取得・登録及びエコステージ認証取得に係る加算については、いずれか一つのみを加算とする。
- エ 申請日の属する年度の1月1日の直前2年間において長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けた場合は、入札参加停止措置期間に応じた次に掲げる点数とする。

入札参加停止措置期間		点数
1か月未満		－5点
1か月以上	2か月未満	－10点
2か月以上	3か月未満	－20点
3か月以上	6か月未満	－30点
6か月以上	12か月未満	－50点
12か月以上		－70点

- オ 完成工事高のかさ上げ、通知書点数の水増しのための帳簿操作、故意による審査妨害、職員の私用携帯電話への連絡等の行為について、悪質さの度合いに応じ客観点数の2パーセントの範囲で減点する。

- カ 申請日において、技術職員のうち申請日の属する年度の前年度の1月1日時点で35歳以下の者の人数に応じた次の点数とする。

35歳以下の者の人数	点数
1人	3点
2人	6点
3人以上	9点

- キ 申請日において、滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証を受けている場合、認証区分に応じた次に掲げる点数とする。

認証区分	点数
一つ星企業	3点
二つ星企業	6点
三つ星企業	9点

- ク 申請日において、長浜市との間で長浜市地域防災計画に基づく災害時における応急救援活動に関する協定を締結している団体に加入している事業者の場合は5点とする。この場合において、対象とするのは1事業者につき一つの協定のみとする。

- ケ 申請日において、美知メセナ制度又は淡海エコフオスター制度に登録し、かつ、当該制度の活動を継続している場合は10点とする。この場合において、美知メセナ制度及び淡海エコフオスター制度の両方で登録し、及び活動を継続しているときであっても10点とする。

コ 申請日において、障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する者をいう。以下同じ。）を1人雇用している場合（代表者又は役員が障害者である場合を含む。）は3点、2人以上雇用している場合は6点とする。

サ 保護観察対象者等（更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者及び同法第85条に規定する更生緊急保護の対象者をいう。以下同じ。）に対して就労支援を行った場合は、それぞれ次の点数とする。

（ア） 申請日において、大津保護観察所に協力雇用主として登録している場合 5点

（イ） 申請日以前2年間に於いて、協力雇用主として保護観察対象者等を3か月以上雇用していた場合 5点

2 主観事項評点は、申請期限内に申請がなかったものについては評価しない。ただし、第1項第2号ア、エ及びオについては、申請を要しない。

（格付の特例）

第5条 第3条第2項により格付する場合において、格付区分が土木一式工事又は建築一式工事のA号の対象となる者は、別表第3左欄の格付業種に対応する同表右欄の特定建設業の種類について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可を有していなければならない。

2 次の各号に掲げる者は、第3条第2項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる格付区分に格付する。

（1） 新規に入札参加資格を有することとなる者は、当該業種の最下位の格付区分に格付する。

この場合において、次条に定める有効期間を1年の単位とし、最下位の格付は、土木一式工事及び建築一式工事は2年、舗装工事、電気設備工事及び給排水冷暖房工事は1年とする。

（2） 前年の格付区分より2区分以上上位の格付区分の対象となる者は、1区分上位の格付区分に格付する。

（3） 直前の格付区分より2区分以上下位の格付区分の対象となる者で、格付時において経営不振に陥ったと認められる次のアからオのいずれにも該当しておらず、かつ申請日の属する年度の1月1日の直前2年間に入札参加停止措置を受けていない者は、直前の格付区分の1区分下位の格付区分に格付する。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

（4） 工事成績が良好と認められない場合等により不相当と認められた者は、長浜市建設工事契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り格付を行うものとする。

（格付の有効期間）

第6条 格付の有効期間は、第3条第2項により審査委員会において格付が決定された日の翌日から翌年の新たな格付が決定される日までとする。

（業者選定）

第7条 参加業者の選定は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

（1） 契約しようとする工事等の実施場所及び地理的条件

（2） 契約しようとする工事等に応じた経歴

（3） 業者の実施能力、手持ち工事等の量、技術者数、総合評定値等

（4） 参加の機会均等の確保

- 2 格付業種にあつては、格付区分に属する業者を選定するものとする。
- 3 前項に対応する業者が少数であるときその他特に必要があるときは、施工能力があると認められる場合に限り、格付区分の直近上位若しくは下位の区分又は格付業者以外から業者を選定することができる。

(応急又は特殊工事等)

第8条 特に緊急を要する工事、特殊の技術又は機械を必要とする工事等については前条の規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。

(共同企業体)

第9条 工事の円滑な遂行及び建設業者の施工能力の向上を図るため、大規模工事等について、共同企業体により、工事を請け負わせることができるものとする。

- 2 共同企業体に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第3条関係)

格付区分及び請負工事標準額

(土木一式工事)

格付区分	請負工事標準額
A号	3,500万円以上
B号	1,300万円以上3,500万円未満
C号	650万円以上1,300万円未満
D号	650万円未満

(建築一式工事)

格付区分	請負工事標準額
A号	6,000万円以上
B号	6,000万円未満
C号	2,000万円未満

(舗装工事)

格付区分	請負工事標準額
A号	1,300万円以上
B号	1,300万円未満
C号	700万円未満

(電気設備工事)

格付区分	請負工事標準額
A号	1,300万円以上
B号	1,300万円未満
C号	700万円未満

(給排水冷暖房工事)

格付区分	請負工事標準額
A号	1,300万円以上
B号	1,300万円未満
C号	700万円未満

別表第2（第3条関係）

格付区分別有資格技術者基準

（土木一式工事）

格付区分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
A号	2人以上	3人以上
B号	—	2人以上
C号	—	1人以上
D号	—	—

（建築一式工事）

格付区分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
A号	2人以上	2人以上
B号	—	1人以上
C号	—	—

（舗装工事）

格付区分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
A号	—	2人以上
B号	—	—
C号	—	—

※A号区分については、技術職員のうちに舗装施工管理技術者が2人以上かつ1級資格者が1人以上いること及びB号及びC号区分については舗装施工管理技術者が1人以上いることを格付の要件とする。

（電気設備工事）

格付区分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
A号	—	2人以上
B号	—	—
C号	—	—

（給排水冷暖房工事）

格付区分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
A号	—	2人以上
B号	—	—
C号	—	—

注 この表における主任技術者有資格者は、建設業法第7条第2号ハに規定する者とする。ただし、実務経験を必要とする者を除く。

別表第3（第5条関係）

格付業種に対応する特定建設業の種類

格付業種	特定建設業の種類
土木一式工事（A号）	土木工事業
建築一式工事（A号）	建築工事業